

ジュントス JUNTOSフットボールクラブ 規約

第1条（名称及び所在地）

本クラブは「JUNTOSフットボールクラブ」と称する。

事務所を 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町宇久井1730-309におく。

第2条（運営）

本クラブの運営は、JUNTOSフットボールクラブ事務局が行う。

第3条（目的）

サッカーを通した子ども達の健全な心身の育成・健全な社会作りに貢献し、スポーツ振興に寄与すると共に、地域社会に広く貢献する事を目的とします。

第4条（活動方針）

子ども達が「サッカーを通して人間的に大きく成長する」をメインコンセプトに指導します。

- (1) サッカーの魅力と楽しさを伝え、子ども達の個性を伸ばす指導をします。
- (2) 自ら考え、判断し、決断する力の育成を目指します。
- (3) サッカーを通じて人間交流し、社会性を身につけるきっかけをつくります。
- (4) 「文武両道」を目指します。
- (5) 各年代の発育発達に応じ、系統立てられたトレーニングを実施します。
- (6) 地域に密着し、地域貢献の役割を担う組織づくりを目指します。
- (7) 保護者の方々とのコミュニケーションを図り、相互理解を深めます。

第5条（入会資格）

本クラブの趣旨に賛同し、本規約を厳守できる者で、本クラブが入団に適すると認めた者とする。

第6条（入会方法）

入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入、署名、捺印し、入会金を添えて本クラブの事務局に申し込みを行い、本クラブの承認を得た上で会員となる。

第7条（事業年度および会費）

毎年4月1日から3月31日までを事業年度とする。

会員は別に定められた入会金、年会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 2,500円
- (2) 年会費 3,500円 年度初めに、サッカー協会個人登録料 及び 保険料として徴収する。
- (3) 会費 1回の活動毎にグラウンド使用料を活動費として徴収する。
- (4) その他 遠征・合宿等を行う場合は、別途費用を徴収する。

一旦納入した上記のものは、理由の如何に問わず返金をしない。

第 8 条（退会）

退会を希望する会員は、退会を希望する月の 15 日までに本クラブ所定の退会届を本クラブに提出し、本クラブの承認後、その月の月末で退会することができる。

第 9 条（除名）

次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 本クラブの名誉を傷付けたり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき
- (2) 本クラブの規約およびその他の規約に違反したとき
- (3) 会費の滞納及び納入の意思がないとみなしたとき。
- (4) その他、処分を相当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき

第 10 条（クラブからの解約）

本クラブは、いつでも入会金を払い戻すことにより、会員との間の入会契約を解約することができる。

第 11 条（資格喪失）

会員は次の場合にその資格を失うことになります。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 本クラブからの解約

第 12 条（保険）

会員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きは本クラブが行い、加入料は年会費に含まれる。クラブ活動中及び移動に際する事故等に対しての補償は、加入する保険約定の範囲内で対処する。事故等があった場合、クラブ及びその関係者は一切の責任を負わないものとする。

第 13 条（免責事項）

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第 14 条（個人情報）

会員の個人情報は、運営及びクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブは広報活動や活動記録のためにブログなどに使用することができる。

第 15 条（規約改正）

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正するとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。 また、それらの効力は全ての会員に及ぶものとします。

（附則）

本規約は 平成 28 年 4 月 1 日より施行いたします。